

第6章



計画の推進に向けて

- 1 進捗管理
- 2 国や東京都との連携や働きかけ

6 計画の推進に向けて

着実な計画の推進と国や東京都との連携等

進捗管理

本計画では、老朽建築物等の総数削減に加え、特に危険な老朽建築物（老朽判定A）の解消を重点目標とし、各年度の目標達成状況を検証し、適宜計画の見直しを行うことで、より効果的な施策の推進を図ります。

国や東京都との連携や働きかけ

国や東京都が行う補助・税制等の支援制度を積極的に活用するとともに、法・税制度の改正や新たな助成制度の設立を見据えた働きかけを行っていくことを示しています。

1 進捗管理

(1)実績の公表

協議会において、実績の公表、進捗状況や解消事例の報告を行うことで、本計画で掲げる老朽建築物等の総数減や老朽判定A（危険）の老朽建築物等の累計解消件数105件や、老朽判定B（やや危険）の空家等の累計解消件数223件といった目標の進捗管理を行います。

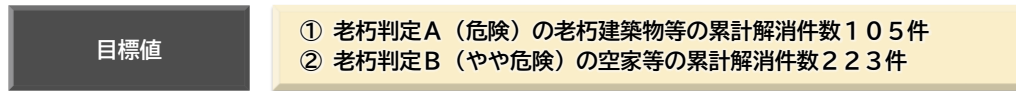


図 本計画における数値目標(再掲)

(2)計画内容及び施策検討

本計画の推進にあたっては、定期的な進捗管理を行い、対策の実効性を高めることが重要です。そこで、協議会において、各施策における取組の実施状況の共有や解消事例の報告を行い、計画の適正な運用を確保します。

また、庁内及び外部（協議会、区民等）との連携を図り、計画内容及び施策を検討します。

(3)PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルに基づく計画の策定(Plan)、施策の実施(Do)、成果の検証・評価(Check)、計画の見直し(Action)の4つの段階により、評価を行います。

なお、年3回程度開催する検討会議のうち1回において、PDCA サイクルの4つの段階を全庁的な視点からも評価してもらうことで、より実効性の高い計画となるよう見直します。

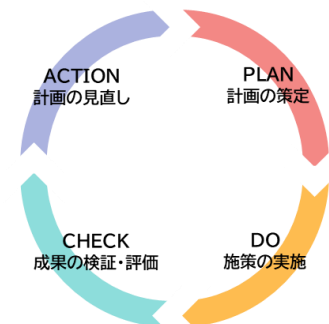


図 PDCA サイクルの概念図

(4) 計画運用スケジュール

本計画では、老朽建築物等の総数抑制とともに、老朽判定A（危険）及び老朽判定B（やや危険）を解消するため、板橋区基本構想、板橋区基本計画などとの整合を図り、老朽建築物等実態調査や都市計画基礎調査などの結果や社会情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正などにより、必要に応じて、適宜計画を見直します。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)～ 令和17年度 (2035)	令和18年度以降 (2036)
基本構想	板橋区基本構想					次期基本構想	
基本計画	板橋区基本計画2035					次期基本計画	
対策計画	本計画					次期計画	

		計画運用期間					
		計画前期					計画後期
		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度(2031) ～令和17年度(2035)
啓 発 業 務	広報活動、講座等の開催、出張相談等	適宜実施					適宜実施
	老朽判定A・Bへの啓発文書送付	★	★	★	★	★	★
調 査 業 務	所有者等調査・実態の把握	適宜実施					適宜実施
	パトロール	適宜実施					適宜実施
	老朽建築物等判定（老朽判定A）	★	★	★	★	★	★
相談・指導業務		常時受付					適宜実施
特定空家等及び特定老朽建築物の認定		適宜実施					適宜実施
管理不全空家等の認定		適宜実施					適宜実施
協議会		★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★
老朽建築物等対策計画の見直し							

図 計画運用スケジュール(概要)

2 国や東京都との連携や働きかけ

老朽建築物等の中には、法律・税制上の制約により改善や解消が進まないケースが少なくありません。これらの課題は区単独では対応が困難であるため、国及び東京都と連携し、制度改革や新規支援策の創設を働きかけることが不可欠です。

これまで板橋区は、全国空き家対策推進協議会、東京都空き家対策連絡協議会の場を活用し、以下のような提言・情報共有を行い、法改正や助成制度拡充を要望してきました。

表 国や東京都への働きかけ(概要)

主な提言・取組	概要	会議区分
空家等の所有者特定に必要な 情報整理	登記・税情報・住民票など最低 限確認すべき情報項目を整理 し、全国標準化を提案	全国空き家対策推進協議会 所有者特定・財産管理制度部会
所有者多数の場合の事務効率化	相続未了や共有名義物件におけ る通知・調査の合理化モデルを 提示	同上
財産管理制度の活用促進	家庭裁判所における選任手続の 簡素化	同上
借地上の空家等への対応	地代未払い・借地権者不在時の 処分手続モデルを整理	同上
行政代執行の事例共有	都内で実施した特定空家等の行 政代執行事例、実務上の留意点 を共有	東京都空き家対策連絡協議会

今後もこうした働きかけを継続するとともに、国や東京都の支援制度や施策等の情報収集に努め、国や東京都が行う補助・税制等の支援制度を積極的に活用しながら、老朽建築物等の対策を推進します。